

S D G s 未来都市等 選定に係る Q A

**平成 30 年 3 月 7 日時点
第 2 版 (緑文字追記)**

| | |
|---|---|
| 1. 制度全般..... | 1 |
| 1. SDGs 未来都市・自治体SDGs モデル事業は、何年間続ける予定か。 | 1 |
| 2. 自治体SDGs モデル事業には選定されず、 SDGs 未来都市に選定された場合、提案した事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。 .. | 1 |
| 3. 自治体が策定する計画の内容如何。 | 1 |
| 4. フォローアップはどのような形式で行われるのか。 | 1 |
| 5. 自治体SDGs モデル事業補助金は3カ年継続事業であるか。 | 1 |
| 6. 各自治体の提案数について制限はあるか。 | 2 |
| 7. 自治体SDGs モデル事業は提案せず、 SDGs 未来都市に応募することは可能か。 | 2 |
| 8. 自治体SDGs モデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。 | 2 |
| 2. 都市選定..... | 2 |
| 9. 選定基準の「③（1）自治体SDGs の推進のための取組事例・計画等」について、記載する必要があるか。 | 2 |
| 10. KPI は、 SDGs の指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。 | 3 |
| 11. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。 | 3 |
| 12. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。また、総花的とは定量的にいくつ以上のこととを指すか。 | 3 |
| 13. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。 | 3 |
| 14. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。 | 3 |
| 15. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGs モデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。 | 4 |
| 16. 提案様式1の「1③（1）各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、 SDGs という文言が明記されていなくても、 SDGs に資すると判断した計画を明記しても良いか。 | 4 |
| 17. 提案様式1の「2①（3－1）三側面をつなぐ統合的取組（自治体SDGs 補助金対象事業）」の欄の「（取組概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。 | 4 |
| 18. 提案様式1の「2①（3－2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果」の項目は何を書けばいいのか。 | 4 |
| 19. 提案様式1の「2①（3－2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果」の相乗効果について、 6 側面すべて記載する必要があるか。 | 5 |

| | |
|--|---|
| 20. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。 | 5 |
| 21. 提案様式2の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。 | 5 |
| 22. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。 | 5 |
| 23. 提案書類に添付する参考資料の量に上限はあるか。 | 5 |
| 24. 遠隔の自治体による共同提案のため、公印入りの申請書作成に時間要する。配慮いただけないか。 | 6 |
| 25. 市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。 | 6 |
| 26. 自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。 | 6 |
| 27. 環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。 | |
| 6 | |
| 28. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利となるのか。 | 6 |
| 29. SDGs未来都市は、125点満点で30都市を選定するのか。（または、選定基準の「1 全体計画」のみで評価するのか）。 | 6 |
| 30. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。 | 7 |
| 31. 提案様式1の記載内容が50頁を超ってしまった場合、ただちに選定対象外となるか。 | 7 |
| 32. ヒアリングはどのように行うのか。 | 7 |
| 33. 既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規取組に限るのか。 | 7 |
| 34. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの程度合意している必要があるか。 | 7 |
| 35. 応募時点において地域間連携や国際間連携について、どの程度合意している必要があるか。 | 8 |
| 36. 國際的連携について、具体的に想定しているものはあるか。 | 8 |
| 37. 提案様式1において、地方創生推進交付金申請予定事業を明記させる欄があるがその意図は。 | 8 |
| 38. 申請期間中の事前相談は受け付けるのか。 | 8 |
| 39. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。 | 8 |
| 40. バックキャスティングとは何か。 | 8 |
| 3. 自治体SDGs補助金、自治体SDGsモデル事業 | 9 |

| | |
|---|----|
| 41. 自治体SDGsモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。 | 9 |
| 42. 提案様式1の2①(3-1)に記載があるとおり、三側面をつなぐ統合的取組が補助金の対象事業となるのか。 | 9 |
| 43. 自治体SDGsモデル事業の取組について、各側面の取組は自治体の自主財源で行い、つなぐ取組には補助金が充てられるという理解で良いか。 | 9 |
| 44. 補助金の対象事業は三側面をつなぐものである必要があるか。(1側面または2側面の取組ではダメか。) | 9 |
| 45. いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。 | 9 |
| 46. 自治体の予算計上のスケジュールの指定はあるか。 | 10 |
| 47. 事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。 | 10 |
| 48. 自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は初年度から活用しなくてもいいか。 | 10 |
| 49. 自治体SDGsモデル事業に選定された場合、地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される事業についても補助対象となり得るか。 | 10 |
| 50. 補助金の対象事業について、2019年度への繰越は可能か。 | 10 |
| 51. 複数年度にわたって、自治体SDGsモデル事業の補助を受けることは可能か。 | 10 |
| 52. 補助金の対象に関し、事前着手は可能か。 | 11 |
| 53. 「事業実施経費」は、事業費全体は4,000万円を超えて構わないか。(事業費全体を4,000万円以下に抑える必要があるか) | 11 |
| 54. 自治体SDGsモデル事業補助金の事業実施経費に係る地方財政措置はどのようになるのか。 | 11 |
| 55. 「他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とならない」とあるが、この判断はどのように行えばよいか。(事前に国に確認することは可能か。) | 11 |
| 56. 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか。また、地方創生交付金の扱い如何。 | 11 |
| 57. 共同申請して自治体SDGsモデル事業に採択された場合、全ての自治体において自治体SDGsモデル事業にかかる予算執行が必要なのか。 | 12 |
| 58. 自治体SDGsモデル事業は提案せず、SDGs未来都市に応募することは可能か。(再掲) | 12 |

| | | |
|-----|---|----|
| 59. | 自治体SDGsモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額） 及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。（再掲） | 12 |
| 60. | 既存施設の賃料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。 | 12 |
| 61. | 特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。 | 12 |
| 62. | 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。 | 13 |
| 63. | 公用車の購入費等は補助対象となるか。 | 13 |
| 64. | 設備をリースにより導入することは可能か。 | 13 |
| 65. | 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。 | 13 |
| 66. | 自治体SDGsモデル事業は選定されなかったSDGs未来都市20都市は、計 画策定に係る資金支援はないのか。 | 13 |
| 4. | 地方創生推進交付金 | 14 |
| 67. | 地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体 SDGsモデル事業」の提案に含まれていた事業に限定されるか。 | 14 |
| 68. | 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金は、どの自治体に交付さ れるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。（再掲） | 14 |
| 69. | 地方創生推進交付金の枠外が申請できるのは、2018年度の選定都市のみの措置 か。 | 14 |
| 70. | 枠外となる地方創生推進交付金の申請、交付決定、執行スケジュール如何。ま た、地域再生計画の策定は、本申請様式をもって代えられるのか。 | 14 |
| 71. | 選定された都市は地方創生推進交付金の申請にあたって審査は必要か。 | 14 |
| 72. | 普及啓発の取組にも地方創生推進交付金を活用できるか。その際の提案様式の記 載方法は。 | 15 |
| 5. | その他 | 15 |
| 73. | まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標である30%の測定方法如何。.. | 15 |

1. 制度全般

1. SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業は、何年間続ける予定か。
 - ・財務当局との調整にもよるが、3年間の事業を想定している。
 - ・2018年度選定都市は、2018～2020年度の3年間の計画を策定する。2019年度の選定都市は、同じく2019～2021年度の3年間の計画を策定することを想定している。
2. 自治体SDGsモデル事業には選定されず、SDGs未来都市に選定された場合、提案した事業は実施する必要があるか。また、フォローアップはなされるか。
 - ・SDGsの推進に向けた取組は積極的に実施されるべきであると考えている。
 - ・自治体SDGsモデル事業に選定された都市以外のSDGs未来都市についても、当該都市の活動について報告をお願いするなど、フォローアップを行うことを検討している。
3. 自治体が策定する計画の内容如何。
 - ・自治体SDGsモデル事業に選定された都市については、自治体SDGsモデル事業の計画及びSDGs達成に向けた取組に関する計画を策定いただくことを検討している。
 - ・それ以外の選定都市については、各都市のSDGs達成に向けた取組に関する計画を策定いただくことを検討している。
4. フォローアップはどのような形式で行われるのか。
 - ・募集要領に記載のとおり、有識者の支援も得て定期的に取組の進捗管理を行い、その達成度を明確にする予定である。
5. 自治体SDGsモデル事業補助金は3カ年継続事業であるか。
 - ・「取扱い」に記載のとおり、補助金は単年度事業であり、翌年度の補助金交付は実施しない。

- ・自治体ＳＤＧｓモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてＳＤＧｓの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであり、同一の自治体に二度同じ補助金を交付することは考えていない。

6. 各自治体の提案数について制限はあるか。

- ・「募集要領」に記載のとおり、1つの都道府県、市区町村が、複数の提案の提案者(共同提案者含む)となることはできない。

7. 自治体ＳＤＧｓモデル事業は提案せず、ＳＤＧｓ未来都市に応募することは可能か。

- ・ＳＤＧｓ未来都市とは、ＳＤＧｓの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。
- ・従って、自治体ＳＤＧｓモデル事業提案のない都市を選定することは考えていない。

8. 自治体ＳＤＧｓモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。

- ・自治体ＳＤＧｓモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてＳＤＧｓの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであることから、双方の予算の執行が必要である。

2. 都市選定

9. 選定基準の「③（1）自治体ＳＤＧｓの推進のための取組事例・計画等」について、記載する必要があるか。

- ・選定基準と提案様式はそれぞれの目的が異なるため、記載事項等が異なっていることに留意されたい。選定基準の「③（1）」は当該項目の評価・採点の視点を踏まえて提案全体を見て、評価することとなる。

10. KPIは、SDGsの指標（インディケーター）に準ずる必要があるか。また、地方創生推進交付金申請時に記載するKPIと合わせた方が良いか。

- ・SDGsの指標は統一的なものがまだ整備されていないことから、設定したゴール及びターゲットに基づき、適切な指標を設定いただきたい。
- ・本提案のKPIと交付金のKPIを合わせる必要はない。それぞれの趣旨に合わせて、記載いただきたい。

11. 地方創生推進交付金申請予定事業は、提案様式に複数記載してもよいか。

- ・複数の取組に対して記載することは可能である。但し、SDGs未来都市に選定された場合、地方創生推進交付金の申請事業数の上限枠外として申請が可能となるのは1事業である。

12. 選択するゴール、ターゲットの数について基準はあるか。また、総花的とは定量的にいくつ以上のこととを指すか。

- ・地域の状況に応じて、優先的なゴール・ターゲットを適切に選択いただきたい。
なお、三側面すべてに1つ以上設定する必要があることにご留意されたい。
- ・定量的な要件を示すことはできないが、ゴール及びターゲットは各地域の実情を踏まえて戦略的に選定されるべきであるという趣旨で記載したものである。

13. ターゲットの設定は必須か（該当するターゲットがない場合がある）。

- ・地域の状況に応じて、優先的なターゲットを選択いただきたい。
- ・ゴールやターゲットの設定が選定基準「1①（3）」にも含まれる点を留意されたい。

14. 定額補助の対象事業について、どこに記載すればよいか。

- ・提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」または「1②（2）情報発信・普及啓発、自治体SDGsモデル事業の普及展開」に記載いただきたい。

15. 提案様式1の「1. 全体計画」と「2. 自治体SDGsモデル事業」の書き分けが難しい。内容が重複しても良いか。
- 重複については問題ないと考えるが、「2. 自治体SDGsモデル事業」では記載要領・選定基準を参考に、自治体SDGs補助金を活用する予定の特に注力する事業を特出して記載いただきたい。
16. 提案様式1の「1③(1) 各種計画への反映」は、応募のタイミングで各自治体の計画に明記されている必要があるか。また、SDGsという文言が明記されていなくても、SDGsに資すると判断した計画を明記しても良いか。
- 提案様式1の「記載内容と留意事項」に記載のとおり、今後の反映予定についても記載可能である。
 - なお、SDGsや持続可能な開発目標といった文言がない計画は位置づけが不明であることから、貴自治体内において当該計画がSDGsに資すると整理したものののみ記載されたい。
17. 提案様式1の「2①(3-1) 三側面をつなぐ統合的取組（自治体SDGs補助金対象事業）」の欄の「（取組概要）」はどの程度の詳細を記載すべきか。
- 自治体SDGs補助金を活用して行う事業の概要について過不足なく記載したい。なお、当該項目について、自治体SDGs補助金以外の資金を活用して実施する三側面をつなぐ統合的取組を記載することを妨げるものではない。
18. 提案様式1の「2①(3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果」の項目は何を書けばいいのか。
- 同様式「2①(3-2-1) 経済↔環境」のうち「（経済→環境）」であれば、同様式「2①(3-1) 三側面をつなぐ統合的取組（自治体SDGs補助金対象事業）」の欄に記載した取組を実施し、「経済面」の取組を推進することにより、「環境面」の取組に生じる相乗効果（新たに創出される価値）を記載すること。
 - なお、文意の明確化の観点から提案様式1の「記載内容と留意事項」を下記のように修正したためご留意されたい。
- (概要)

- ・（3－1）で設定した三側面をつなぐ統合的取組を実施し、（2）で設定した経済面（環境面）の取組が推進されることにより、環境面（経済面）の取組に生じる効果（相乗効果）について、記載すること。

例：〇〇〇（三側面をつなぐ統合的取組に）の活用により、社会面の〇〇〇の取組が改良・改善され、環境面において〇〇〇の増加という相乗効果（新しい価値）が創出される。

19. 提案様式1の「2①（3－2）三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果」の相乗効果について、6側面すべて記載する必要があるか。

- ・相乗効果は6側面から測られるものであることから、すべて記載したい。

20. ステークホルダーの活動（取組・事業）を記載してもいいか。

- ・特段妨げるものではないが、貴自治体がどのように関係しているかを記載したい。

21. 提案様式2の「記載内容と留意事項」の「事業イメージ」について、それぞれの事項の記載方法如何。

- ・提案様式2の「記載内容と留意事項」について斜体青字でイメージを追記したため確認されたい。
- ・なお、様式2の記載ぶりは「記載内容と留意事項」に示すものに限るものではないことを付言する。

22. 提案書提出後に、提案内容の変更、または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。

- ・締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。

23. 提案書類に添付する参考資料の量に上限はあるか。

- ・参考資料の量について特に上限を定めていないが、必要なものを厳選していただきたい。

24. 遠隔の自治体による共同提案のため、公印入りの申請書作成に時間を要する。配慮いただけないか。

- ・募集要領に記載したとおり、まずはメールで提案様式を提出いただきたい。
- ・郵送での提出が極端に遅くなる場合は、事務局に相談いただきたい。

25. 市区町村が提案を提出する際、都道府県を通じて提出する必要があるか。

- ・提案の提出に当たっては、都道府県を介する必要はない。

26. 自治体SDGs推進評価・調査検討会の役割は。

- ・検討会は、SDGs未来都市の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市の選定基準の検討、SDGs未来都市の選定案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

27. 環境モデル都市、環境未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。

- ・選定基準を確認いただきたいが、SDGs未来都市は新たな制度・仕組みであることから、どの自治体も一から公平に評価されるものである。
- ・環境モデル都市・環境未来都市であった事実が選定に当たって有利となることはない。

28. SDGsに関し、これまで取り組んできた自治体が、選定において有利な扱いとなるのか。

- ・選定基準「II. 1. ③（1）自治体SDGsの推進のための取組事例・計画等」に記載のとおり、評価の視点は「自治体SDGsの推進のための取組等について、将来における確実な実施可能性があるか」であり、既存の取組のみが優先されるわけではない。

29. SDGs未来都市は、125点満点で30都市を選定するのか。（または、選定基準の「1 全体計画」のみで評価するのか）。

- ・SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定案の作成に当たっては、有識者検討会において選定基準に則った点数及び参考意見並びにヒアリング結果

により、総合的に判断されるものと思料。なお、詳細な採点方法については、第2回目の有識者検討会において議論がなされる予定である。

30. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定案を作成するのは有識者による検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場はないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

31. 提案様式1の記載内容が50頁を超えてしまった場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・提案に際しては、過度に冗長な記載や総花的な記載は避けるべきである。
- ・それを踏まえてもなお頁数を超過してしまう場合、直ちに失格となることは想定していないが、事務局による外形要件による整理においては、冗長な表記は考慮する要件となるものと予想される。

32. ヒアリングはどのように行うのか。

- ・5月上旬の連休明けを想定している。
- ・現時点では未定であるが、1団体15~20分程度の中で、5~10分程度のプレゼンをしていただくことを想定している。

33. 既存の取組を発展させる形で、自治体SDGsモデル事業を組成することは可能か。新規取組に限るのか。

- ・本事業は、経済・社会・環境の統合的な取組により相乗効果をもたらす取組を推進しており、既存の取組を発展させることは十分に考え得る。
- ・但し、既存の取組と全く同じ事業に補助金を充当することはできない。

34. 応募時点において民間企業を含むステークホルダーとの程度合意している必要があるか。

- ・合意の程度について、当事務局が指定することはない。

- ・但し、自治体SDGsモデル事業として採択された際に、提案内容と相当程度異なる事業を行うことはできない。

35. 応募時点において地域間連携や国際間連携について、どの程度合意している必要があるか。

- ・合意の程度について、当事務局が指定することはない。
- ・提案者の判断において記載いただきたい。

36. 国際的連携について、具体的に想定しているものはあるか。

- ・連携のテーマや形態は、自治体ごとに様々であると考えている。

37. 提案様式1において、地方創生推進交付金申請予定事業を明記させる欄があるがその意図は。

- ・各自治体における申請事業数の上限の枠外（追加1事業まで）の対象となる事業を明確化するためである。

38. 申請期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・募集要領に記載のとおり事前相談は受け付ける。
- ・但し、当事務局は提案内容に関与しないことから、事業内容への助言等は行わない。

39. 不採択の場合も提案書類は公表されるのか。

- ・募集要領のとおり、原則公表することとしているが、非公表を希望する場合は、自治体の希望に応じて、非公表とする。

40. バックキャスティングとは何か。

- ・2030年時点でどのような街の姿になっているか、そこに到達するためにはどう取組を推進していくかという発想である。詳細は「コンセプト」をご参照いただきたい。

3. 自治体ＳＤＧｓ補助金、

自治体ＳＤＧｓモデル事業

41. 自治体ＳＤＧｓモデル事業の例としてどのようなものを想定しているか。

- ・地域の様々な課題に対して、貴自治体自らが解決策を考えていただくため、例は示していない。但し、梶山担当大臣が2017年9月の閣議後会見で団地再生の事業について例として下記のとおり発言しており参考とされたい。

http://www.cao.go.jp/minister/1708_h_kajiyama/kaiken/2017/0919kaiken.html

42. 提案様式1の2①(3-1)に記載があるとおり、三側面をつなぐ統合的取組が補助金の対象事業となるのか。

- ・貴見のとおりである。

43. 自治体ＳＤＧｓモデル事業の取組について、各側面の取組は自治体の自主財源で行い、つなぐ取組には補助金が充てられるという理解で良いか。

- ・補助対象事業は、三側面をつなぐ取組を求める。各側面の個々の取組等は、自主財源で行うほか各省庁の支援制度等を活用いただきたい。

44. 補助金の対象事業は三側面をつなぐものである必要があるか。(1側面または2側面の取組ではダメか。)

- ・補助対象事業は、三側面をつなぐ取組を求める。
- ・個別分野の取組等は、各省庁の支援制度等を活用いただきたい。

45. いつ予算計上した事業が補助金の対象となるのか。

- ・既に貴自治体において一般財源等による支出が意思決定されている事業については、本補助金の目的である新たなモデルとなる事業を作り出す呼び水となるという趣旨から外れるため、特定財源を見込んでの予算計上がなされることが望ましい。

46. 自治体の予算計上のスケジュールの指定はあるか。

- ・本補助金による支出を目的とした計上であれば、当事務局から時期、形態を指定することはない。
- ・但し、本補助金の交付決定は2018年度夏頃を予定している。

47. 事業の一部を自治体の自主財源で実施し、補助金の交付決定後に補正予算により補助金で残りの事業を実施することは可能か。

- ・既に自治体で実施を意思決定した事業の事業費を、本補助金で代替することはできない。

48. 自治体SDGsモデル事業の実施に当たって補助金は初年度から活用しなくてもいいか。

- ・2018年度に選定された自治体SDGsモデル事業に対する本補助金の交付は2018年度のみであるため、初年度から補助金を活用できる事業を提案いただきたい。

49. 自治体SDGsモデル事業に選定された場合、地方公共団体の特別会計や企業会計から財源が拠出される事業についても補助対象となり得るか。

- ・特別会計等から財源が拠出される事業についても、補助対象とすることは可能である。

50. 補助金の対象事業について、2019年度への繰越は可能か。

- ・「取扱い」に記載したとおり、本事業の執行は単年度とされたい。

51. 複数年度にわたって、自治体SDGsモデル事業の補助を受けることは可能か。

- ・「取扱い」に記載したとおり、本補助金は単年度事業であり、翌年度の補助金交付は実施しない。
- ・自治体SDGsモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてSDGsの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであり、同一の自治体に二度同じ補助金を交付することは考えていない。

52. 補助金の対象に關し、事前着手は可能か。

- ・補助事業は交付決定後に実施されるべきであり、事前着手は認められない。

53. 「事業実施経費」は、事業費全体は4,000万円を超えて構わないか。（事業費全体を4,000万円以下に抑える必要があるか）

- ・事業費全体が4,000万円を超えることは構わない。
- ・但し、事業実施経費に係る補助金の上限は2,000万円である。

54. 自治体SDGsモデル事業補助金の事業実施経費に係る地方財政措置はどのようになるのか。

- ・補助金の事業実施経費の地方負担（対象経費の1／2）について、施設整備等のハード事業を行う場合については、通常の地方債を財源とすることが出来る事業と同様に、地方財政法第5条第5号に該当する場合に限り、地方債の対象となり得る。
- ・なお、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備をはじめとした他の国庫補助制度を地方負担の財源に充当することはできない。

55. 「他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とならない」とあるが、この判断はどうに行えばよいか。（事前に国に確認することは可能か。）

- ・補助制度について疑問がある場合は、担当省庁又は当事務局にご質問いただきたい。必要であれば、地方創生コンシェルジュをご紹介することも可能である。
- ・なお、当事務局において各省庁における選定状況や採択の判断をお伝えすることはできることについてご了承いただきたい。

56. 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金はどの自治体に交付されるか。また、地方創生交付金の扱い如何。

- ・補助金は、申請自治体へと交付される。なお、補助金の適切な切り分けによる複数者（共同申請者）による申請は可能であると考えているが、別途選定後に相談されたい。
- ・地方創生交付金についても同様であるが、別途選定後に相談されたい。

57. 共同申請して自治体ＳＤＧｓモデル事業に採択された場合、全ての自治体において自治体ＳＤＧｓモデル事業にかかる予算執行が必要なのか。

- ・共同申請は、すべての自治体に当該補助金による予算執行を求めるものではない。
- ・従って、補助金による支出を伴わない、人的な協力等を行う場合でも共同申請者となりうる。

58. 自治体ＳＤＧｓモデル事業は提案せず、ＳＤＧｓ未来都市に応募することは可能か。（再掲）

- ・ＳＤＧｓ未来都市とは、ＳＤＧｓの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるものである。
- ・従って、自治体ＳＤＧｓモデル事業提案のない都市を選定することは想ていない。

59. 自治体ＳＤＧｓモデル事業は、「全体マネジメント・普及啓発等経費」（定額）及び「事業実施経費」（定率）の双方を活用する必要があるか。（再掲）

- ・自治体ＳＤＧｓモデル事業実施の趣旨は、日本全国においてＳＤＧｓの理念に沿った統合的かつ先導的な取組を創出し、他の自治体に普及展開させることであることから、双方の予算の執行が必要である。

60. 既存施設の賃貸料や維持管理費も補助金の対象経費となるか。

- ・「取扱い」に記載したとおり、地方公共団体が当然負担すべき経常的経費については原則的に対象外とする。自治体ＳＤＧｓモデル事業として新たに価値を創造する取組を運営するための賃貸料等についてはこの限りではないと考えている。

61. 特定の個人や個別企業に対する助成は、補助金の対象経費となるか。

- ・他の対象経費と同様に、自治体ＳＤＧｓモデル事業の趣旨に沿い、他のモデルとなる成功事例を創出するための本補助金については、モデル事業の実施に必要不可欠な経費に該当するものが対象となる。

- ・言わずもがなであるが、当該助成が「三側面をつなぐ統合的取組」であり、当該取組による「相乗効果（新たに創出される価値）」及び「自律的好循環」がなされることが、様式1及び2に明示的に示される必要があることに留意されたい。
- ・補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき財産処分の制限がかかるとともに、補助金を充当した特定の個人や個別企業においても、3年間のモデル事業の運営に協力する義務があり、有識者等による進捗管理や他の自治体のモデルとしての視察対応等に協力いただくことが必要である。

62. 既存設備の撤去に係る工事費は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「用地の取得や造成に要する経費」の類似として、既存設備の撤去は補助対象外である。

63. 公用車の購入費等は補助対象となるか。

- ・取扱いに記載の「地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品など（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費」として、公用車の購入費等は補助対象外である。

64. 設備をリースにより導入することは可能か。

- ・リースでの設備導入は可能である。但し、基本的にはモデル事業の3年間、リースを継続する必要があるところ、本補助金が充当できるのは1年目のみであることに留意されたい。

65. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。

- ・本補助金を基金の積立金に充当することはできない。

66. 自治体SDGsモデル事業は選定されなかったSDGs未来都市20都市は、計画策定に係る資金支援はないのか。

- ・補助金による支援は予定していない。

4. 地方創生推進交付金

67. 地方創生推進交付金の弾力措置の対象となる事業は、提案様式1の「2. 自治体SDGsモデル事業」の提案に含まれていた事業に限定されるか。

- ・SDGsの推進に資する内容であれば自治体SDGsモデル事業以外でも活用することは可能と考えられる。申請予定の事業については、提案様式1の「1. 全体計画」又は「2. 自治体SDGsモデル事業」に記載されたい。
- ・なお、地方創生推進交付金は別途申請が必要であり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。

68. 複数の自治体が連携した案件が選定された場合、補助金は、どの自治体に交付されるか。また、地方創生推進交付金の扱い如何。（再掲）

- ・補助金は、申請自治体へと交付される。なお、補助金の適切な切り分けによる複数者（共同申請者）による申請は可能であると考えているが、別途選定後に相談されたい。
- ・地方創生交付金についても同様であるが、別途選定後に相談されたい。

69. 地方創生推進交付金の枠外が申請できるのは、2018年度の選定都市のみの措置か。

- ・現時点では、2018年度の取扱いのみが決定しており、翌年度以降については未定である。

70. 枠外となる地方創生推進交付金の申請、交付決定、執行スケジュール如何。また、地域再生計画の策定は、本申請様式をもって代えられるのか。

- ・スケジュール等については、別途選定都市にお知らせする。
- ・本申請様式は地域再生計画に代わるものではなく、交付金と合わせて地域再生計画も策定していただくこととなる。

71. 選定された都市は地方創生推進交付金の申請にあたって審査は必要か。

- ・地方創生推進交付金は別途申請が必要であり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。

72. 普及啓発の取組にも地方創生推進交付金を活用できるか。その際の提案様式の記載方法は。

- ・普及啓発の取組についても地方創生推進交付金に申請しても差し支えないが、地方創生推進交付金申請事業については別途審査されるものであり、提案書への記載は当該交付金の交付決定を確約するものではない。

5. その他

73. まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標である 30%の測定方法如何。

- ・現在検討中であるが、全市町村に対するアンケートの実施等を想定している。